平　成　17　年　度

# 監　　査　　報　　告

## 行　政　監　査　結　果　報　告

横　浜　市　監　査　委　員

# 目　　次


**行　政　監　査　結　果　報　告** …… １ページ

第１　監査の実施 …… ３ページ

第２　監査の結果
１　重度心身障害者医療費援助事業 …… ４ページ
(1) 事業概要
(2) 事業評価
(3) 指摘事項等

２　在宅心身障害者手当給付事業 …… ９ページ
(1) 事業概要
(2) 事業評価
(3) 指摘事項等

３　居宅介護事業 …… 11ページ
(1) 事業概要
(2) 事業評価
(3) 指摘事項等

４　その他(各事業に共通の指摘事項) …… 14ページ

第３　行政評価的手法による事業評価 …… 15ページ

**参考資料１**
**局及び区が行った事業評価** …… 23ページ

**参考資料２**
**障害福祉事業給付等一覧** …… 30ページ


注１　文中に用いる金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。したがって、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
２　各表中の数値は、表示単位未満を四捨五入した。ただし、千円単位で表示したものは千円未満を切り捨てた。したがって、総数と内訳の合計等が一致しない場合がある。
なお、表中、該当数値がないものは「－」と表示し、算出の必要を認めないものは空欄とした。
３　各グラフの数値は、表示単位未満を四捨五入した。
４　比率数値は、原則として小数第１位で表示し、本来整数であるものは、整数で表示した。表示単位未満は四捨五入した。したがって、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

監査報告第３号

平成17年９月30日

横浜市長　　中　田　　宏　様

横浜市監査委員　一　杉　哲　也

同　　須須木　永　一

同　　田野井　一　雄

同　　髙　橋　　稔

平成17年度行政監査結果報告について

地方自治法第199条第２項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

## 第１　監査の実施

### １　監査テーマ及びテーマ選定の理由

**テーマ「社会保障関係事業の効率的な執行」**

「中期財政ビジョン」の５つの改革のひとつとして、「時代の変化に対応した施策・手法への転換」が掲げられ、「市民・企業・行政の適切な供給主体の組合せによる公共サービスの提供などにより、必要なサービスについては、その水準を維持しつつ財政支出を削減」するとされている。

そこで、社会保障関係事業からいくつかの事業を選定し、サービスの質の向上や効率化を図る余地はないか、また、コスト削減の余地はないか等の視点から監査を実施するため、「社会保障関係事業の効率的な執行」をテーマに選定した。

### ２　監査の対象及び範囲

社会保障関係事業のうち、障害者福祉についての国等の動向、各事業における事業費の推移、最近の監査の実施状況などを踏まえ、障害者福祉関係の次の３事業を監査の対象とし、主として平成16年度に実施された事務・事業について監査を実施した。

なお、監査に当たっては、関係する次の局及び区を対象とした。

(1) 対象事業

ア　重度心身障害者医療費援助事業（以下この報告において高齢重度障害者医療費援助事業を含むものとする。以下同じ。）

イ　在宅心身障害者手当給付事業

ウ　居宅介護事業

(2) 対象局区

ア　財政局

イ　福祉局

ウ　南区

エ　緑区

### ３　監査の方法

監査対象とした事業について、事業の必要性の有無、サービスの質の向上や事業の効率化を図る余地がないかどうかなどについて検証するため、行政評価の手法により次の監査の観点(評価項目)から事業の評価を行った。

また、監査に当たっては、抽出により関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の観点(評価項目)

| 評価項目及びその主な内容 | |
|---|---|
| １　合規性・正確性・安全性 | 事業は関係法令にのっとり、適正かつ正確に行われているか。 |
| ２　事業適応性 | 事業は、市民ニーズや社会情勢等の変化に的確に対応したものになっているか。 |
| ３　経済性・効率性 | 事業手法等を工夫することにより、コストを縮減した上で、当初の事業目的を達成しているか。 |

| | |
|---|---|
| 4　目標達成度 | 設定された目標値又は状況を達成しているか。 |
| 5　有効性 | 事業が所期の目的どおりの成果をあげているか。 |
| 6　社会的公平性・公正性 | 行政サービスの質や提供方法は適切で、サービスの受益者間でバランスのとれたものになっているか。 |
| 7　説明責任・情報公開 | 事業の目的、改善点や成果等について、市民に対して広く情報提供しているか。 |
| 8　市民との協働 | 事業の執行に当たり、市民（NPO、企業等）の活動と適切な連携を推進しているか。 |
| 9　環境負荷の低減 | 環境マネージメントシステムに基づく取組は実施され、成果をあげているか。 |

### ４　監査の期間

平成17年６月22日から平成17年９月22日まで

## 第２　監査の結果

### １　重度心身障害者医療費援助事業

(1) 事業の概要

本市では、心身障害者等の健康の保持及び生活の安定に寄与することを目的として、重度の心身障害があり、本人又はその扶養者が医療保険に加入し、医療証の発行を受けた者（以下この事業において「対象者」という。）に対して、市長が指定した医療取扱機関(以下この事業において「指定医療機関」という。)において受けた医療により生じた医療費のうち、対象者が負担すべき額を本市が当該指定医療機関に支払っており、概略は図のとおりである。

また、市長が指定していない医療機関で受けた医療について特別の理由があると認めるときは、対象者が支払った費用のうち適当と認める額を本市が対象者に支払うとしている。

医療費援助額の算定、支払い等の事務は、神奈川県国民健康保険団体連合会(以下この事業において「国保連合会」という。)への委託により行われている。

当該事業は、県内37市町村が統一的に実施している事業であり、平成16年度の事業費は約42億円で約1/4 について県から補助を受け、残額を本市が負担している。事業の概略及び事業費等の推移は次のとおりである。

## 重度心身障害者医療費援助事業の概略

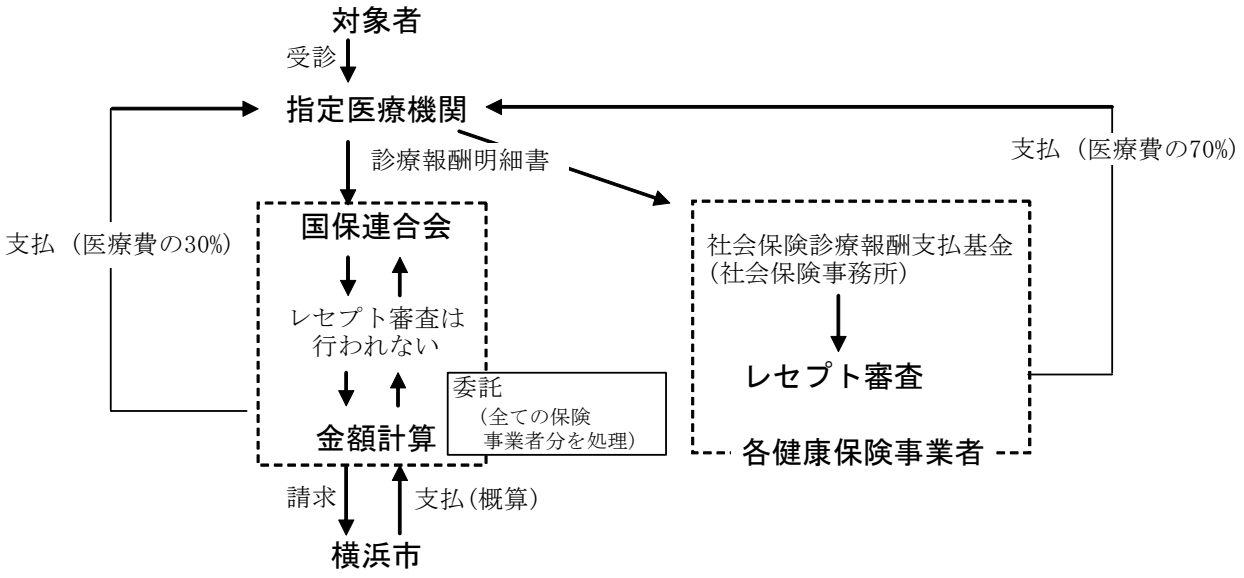


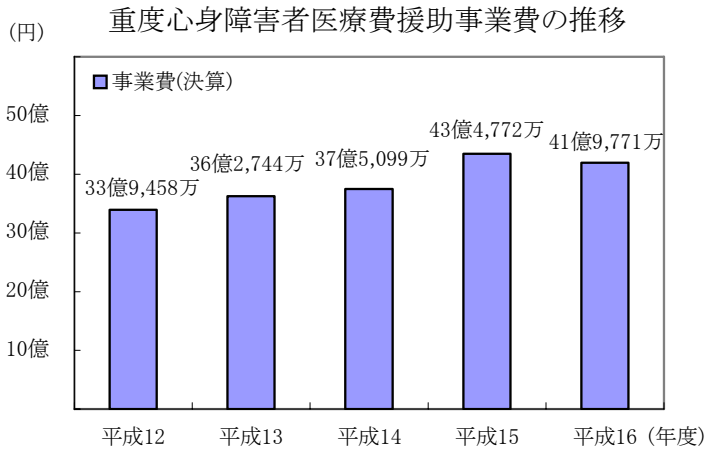


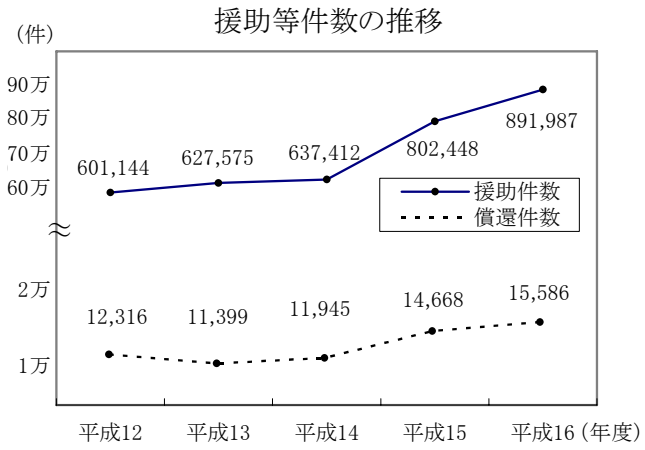


※平成17年度は横浜市国民健康保険扱い分が重度心身障害者医療費援助事業に移管されるため、約50億円（総事業費）の支出が見込まれている。
また、事業費、件数等には、高齢重度障害者医療援助事業を含んでいる。

## 重度心身障害者医療費援助の対象者

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす者
(1) 市内に住所を有する者
(2) 医療保険各法の加入者（被扶養者を含む）
(3) 次のいずれかに該当する障害を有する者
・身体障害者手帳１又は２級
・知能指数35以下
・身体障害者手帳３級かつ知能指数36以上50以下

(2) 監査の事業評価

**重度心身障害者医療費援助事業に対する総合評価　D**

**当該事業について監査を行った結果、重度心身障害者の健康保持と生活の安定に寄与するとした目的に対して、対象者の医療費を援助する重度心身障害者医療費援助事業は、一定の効果をあげており事業の必要性は認められる。**

**しかし、医療援助費の増加及び県補助金の削減が続く中、認定要件に所得等による基準の設定や、一部自己負担の導入といった事業の見直しは行われておらず、また、医療援助費支払いに係る重複事務の解消等による事務の効率化が図られていなかった。**

**また、条例の規定と事務が一致しておらず、医療援助費の過払いや、対象者の資格の確認が十分に行われていないことや、個人情報保護について徹底を図る必要があるなど早急に改善すべきものが見受けられた。**

**以上のことから、重度心身障害者医療費援助事業に対する総合評価をＤとした。**

事業評価の詳細については、「第３　行政評価的手法による事業評価」に事業評価書を掲載した。また、局及び区が行った自己評価については、「参考資料１」に掲載している。

(3) 指摘事項

**ア　重度心身障害者医療費援助事業の改善に向けた検討を求めるもの**　（福祉局）

重度心身障害者に対する医療費援助は、対象者又は対象者世帯の所得状況等を要件とすることなく行われているが、事業目的の一つである「心身障害者の生活の安定」を効率的に達成するためには、対象者の認定要件に所得等による基準を設定することや、医療機関での受診時に医療費の一部について負担を求めるなど、医療費援助のあり方に改善の余地があると考えられる。

他の政令市等の状況をみると、既にこれらの認定基準の見直しや負担金の徴収を実施している都市もあるので、他の政令市等の状況に十分留意した上で、関係機関等と調整し事業の見直しを検討されたい。

なお、他の政令市及び東京都の状況は、次のとおりである。

| 都市名 | 医療援助の有無 | 所得基準の有無 | 一部負担金の有無 |
|---|---|---|---|
| 札　幌　市 | ○ | ○ | ○ |
| 仙　台　市 | ○ | ○ | ○ |
| さいたま市 | ○ | × | × |
| 千　葉　市 | ○ | × | × |
| 東　京　都 | ○ | ○ | ○ |
| 川　崎　市 | ○ | × | × |
| 横　浜　市 | ○ | × | × |
| 静　岡　市 | ○ | ○ | ○ |
| 名古屋市 | ○ | ○ | × |
| 京　都　市 | ○ | ○ | × |
| 大　阪　市 | ○ | ○ | ○ |
| 神　戸　市 | ○ | × | ○ |
| 広　島　市 | ○ | × | × |
| 北九州市 | ○ | ○ | × |
| 福　岡　市 | ○ | × | × |

**イ　医療援助費について過払いの解消及び支払事務の効率的な執行を求めるもの**（福祉局）

対象者が指定医療機関で医療を受けた場合、当該医療機関は健康保険事業者に対して診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を提出し診療報酬の請求を行うとともに、本市に医療援助用のレセプトを提出し本市から医療援助費の支払いを受けている。

この医療援助費は、指定医療機関が本市に提出した医療援助用のレセプトから算定しているが、診療報酬請求額は健康保険事業者のレセプト審査によって減額修正されることがあり、この審査の結果が医療援助費に反映されないため、医療援助費の過払いが生じることとなる。

また、指定医療機関は医療費援助事業に対応するために、レセプトと医療援助用のレセプトをそれぞれ作成しているが、その記載内容は重複するものが多い。

さらに、本市からの委託により国保連合会が医療援助用のレセプトから必要な情報の電算機への入力や、医療援助費の算出等を行っているが、健康保険事業者もレセプト審査に際してこれらの作業を当然に行っている。

これら医療援助費の過払いや事務の重複については、「全国規模の規制改革要望」や「大都市主管課長会」等でも社会保険事務所との事務協力の強化について要望を行っているところであるが、他の健康保険事業者についても同様の問題が生じている。

ついては、健康保険事業者や関係機関と調整を進め、レセプトの審査結果について情報提供を受けることで、医療援助費の過払いを防止するとともに、レセプトで医療費援助が行えるようにすることなどにより、重複事務を解消し事務の効率化及び経費の縮減に努められたい。

なお、横浜市国民健康保険の加入者に対する医療費援助に当たっては、横浜市国民健康保険事業と重度心身障害者医療費援助事業は、いずれも本市の事業であり、事務の受託者も同一であることから、これらの問題について早急に改善するよう努められたい。

**ウ　条例の定めと医療援助の実態の整合を図り、適正かつ効率的な事務処理を行うことを求めるもの**　（福祉局）

医療援助の事務をみたところ、「横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例」で定められた「医療取扱機関」の指定を行っておらず、実際には、神奈川県からの事業費補助に際しての依頼に合わせて、県内の医療機関において受けた医療により生じた医療費のうち対象者が負担すべき額については本市が当該医療機関に支払い、県外医療機関等での受診分については、対象者が自己負担額を支払った後、本市が対象者に対して自己負担相当額の償還(以下「償還払い」という。)を行っていた。

償還払いは市全体で年間約１万６千件あり、各区で申請の受付から償還までを実施しているが、県外の医療機関での受診に特別な理由があるか十分に精査しないまま償還を行っていた。

ついては、条例の定めと医療援助の実態の整合を図るとともに、償還払いに際しては特別な理由があるか十分に精査するよう改められたい。

また、平成17年10月から国民健康保険事業で行っていた重度心身障害者の医療費援助が、重度心身障害者医療費援助事業に統合されることにより、償還払いの件数が大幅に増加することが見込まれるので、関係機関等と調整するなどして償還払いの取扱いの削減に努め、市民サービスの向上及び事務の効率化を図られたい。

**エ　援助対象者に対する医療証の発行及び更新に当たり、資格の確認を適正に行うことを求めるもの**　（福祉局及び緑区）

医療費援助の対象者には医療証を発行することが定められており、新規発行及び隔年で行われる更新に当たっては、障害者手帳等により対象者の資格を確認することとされている。

しかし、次のような事例が見受けられたので、医療証の発行や更新に当たっては、関係資料を確実に確認し資格認定を適正に行うよう徹底されたい。

(ｱ) 対象者と家族を取り違えて医療証を発行し、誤った額の給付を行っていたもの（局医療援助課）

(ｲ) 資格を有しない者に長期間にわたって医療証を発行していたもの（緑区保険年金課）

**オ　重度心身障害者医療費援助に係る債権の適正な管理を求めるもの**　（福祉局）

医療機関に対する自己負担額の支払額が一定の金額を超えた場合、健康保険事業者から高額療養費として自己負担額の一部が還付されるが、重度心身障害者医療費援助事業では、本市が対象者の自己負担額を支払っていることから、対象者に還付される額に相当する医療費援助の返還を求めることとしている。

そこで、これらの医療費援助の返還に係る収納事務を見たところ、次のような事例が見受けられたので、債権管理に関する統一的な取扱基準を定め、適正な管理を行うよう改められたい。

(ｱ) 年度を越えた未収入金について繰越調定を行っていなかったもの

(ｲ) 未納債権について、納付交渉の経過等を整理する整理票を備えておらず、さらに、督促状の送付以外に十分な納付交渉を行っていないもの

(ｳ) 債務者から納付誓約書等の提出を受けていないなど、消滅時効の進行を中断させる有効な手続を行っていないもの

(ｴ) 明確な基準を定めず、債務者の希望に応じて長期間の分納を認めていたもの

## 2　在宅心身障害者手当給付事業

### (1) 事業の概要

本市では、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的として、一定の心身障害があり在宅で生活している者（以下この事業において「対象者」という。）に対して、障害の程度に応じた額の手当を一律に給付している。また、神奈川県も同様の手当を対象者に対して給付しており、本市の給付する手当と併給が可能となっている。

この手当に用途の指定はなく、給付額等については次のとおりである。また、平成16年度の事業費は約18億円で全額を市費で負担しており、事業費等の推移は次のとおりである。

なお、平成17年10月から、65歳以上で新たに対象者となる者については、手当の給付を行わないこととする制度改正が行われることとなっている。

在宅心身障害者手当の額

| | 程度 | 横浜市在宅心身障害者手当 | 神奈川県在宅重度障害者等手当(参考) | 用途指定 |
|---|---|---|---|---|
| 最重度 | ・身体障害者手帳１・２級<br>かつ知能指数35以下 | 半期30,000円<br>(年60,000円) | 年額60,000円 | なし |
| 重度 | ・身体障害者手帳１・２級<br>・知能指数35以下<br>・身体障害者手帳３級<br>かつ知能指数50以下 | 半期17,500円<br>(年35,000円) | 年額35,000円 | |
| 中度 | ・身体障害者手帳３級<br>・知能指数36～40<br>・身体障害者手帳４級<br>かつ知能指数50以下 | 半期12,500円<br>(年25,000円) | 年額25,000円 | |

在宅心身障害者手当給付事業費等の推移

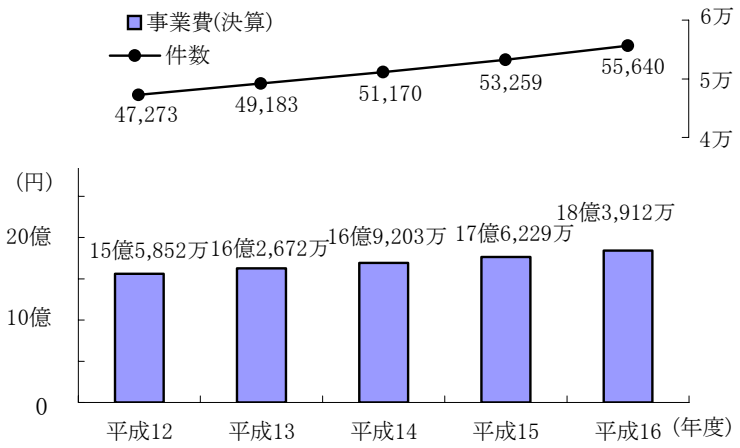


手当の給付区分の比率(件数比)

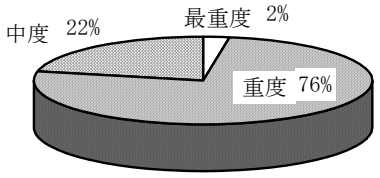


※件数は、後期の給付件数である。

(2) 監査の事業評価

**在宅心身障害者手当給付事業に対する総合評価　Ｃ**

**当該事業について監査を行った結果、心身障害者の生活の安定に寄与するとした目的に対して、在宅で生活している者に障害の程度に応じた額の手当を給付する在宅心身障害者手当給付事業は、一定の効果をあげており事業の必要性は認められる。**

**しかし、支給額の増加に対応するため、支給対象の一部見直しを行ったが、所得制限の導入など給付基準の見直しは行われていないので、制度改正等の効果を検証し、給付基準の見直しについて引き続き検討を行う必要があると考えられる。**

**以上のことから、在宅心身障害者手当給付事業に対する総合評価をＣとした。**

事業評価の詳細については、「第３　行政評価的手法による事業評価」に事業評価書を掲載した。また、局及び区が行った自己評価については、「参考資料１」に掲載している。

(3) 指摘事項

**ア　在宅心身障害者手当の給付について検討を求めるもの**　（福祉局）

手当の給付は、対象者又はその扶養義務者の所得状況等を給付の要件とすることなく画一的に行われているが、対象者又はその扶養義務者ごとに所得の状況等は異なることを考慮すると、事業目的である「心身障害者の生活の安定」をより効率的に達成し、公平性を確保するためには、給付の基準に所得の状況を加えるなどの改善が必要であると考えられる。

そこで、平成17年10月の制度改正等の効果を検証し、給付基準の見直しについて引き続き検討されたい。

## ３　居宅介護事業の概要

(1) 事業の概要

一定の心身障害があり在宅で生活している者(以下この事業において「利用者」という。)に対して、市長から事務の委任を受けた各区の福祉保健センター長が、身体介護の有無や介護の必要量等を判定し、家事の援助や外出時の介護を行うヘルパーの派遣等の居宅生活支援費の支給を決定している。

利用者は、決定を受けた範囲で指定事業者に居宅介護の利用を申し込み、要する費用については、所得に応じた負担額を利用者又はその扶養義務者が指定事業者に支払い、残りの額を本市が負担し、福祉局が指定事業者に対する支払いを行っている。

当該事業は、支援費制度として全国的に実施されている事業で、平成16年度の事業費は約47億円で約1/2 について国から補助を受けており、事業の概略と事業費等の推移は次のとおりである。

居宅介護事業の概略

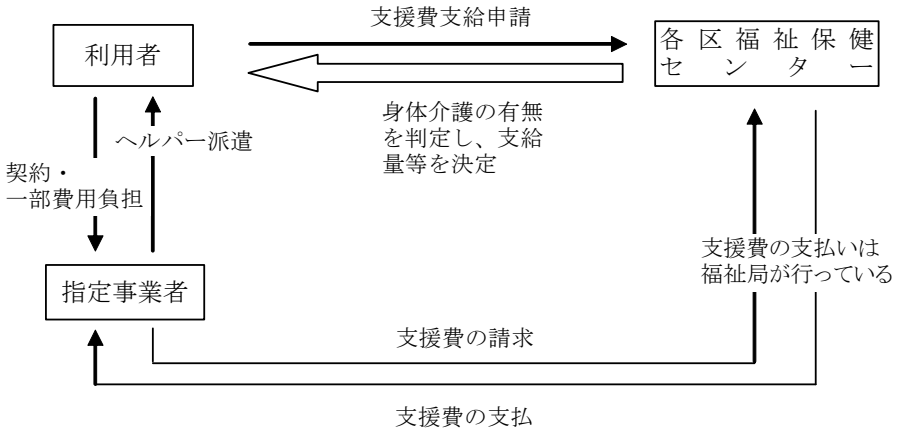


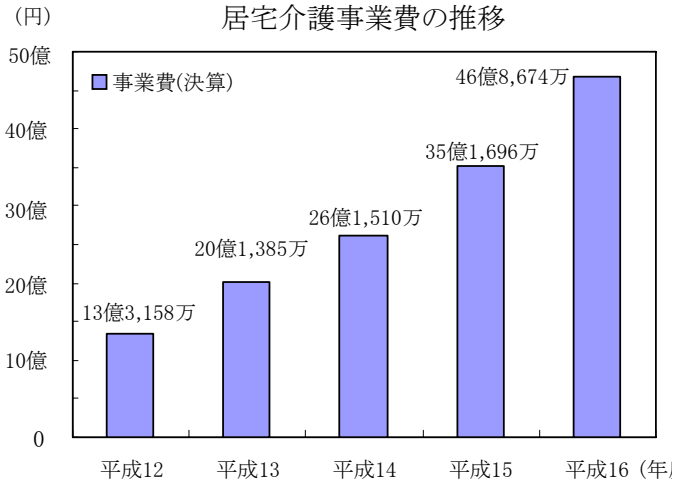


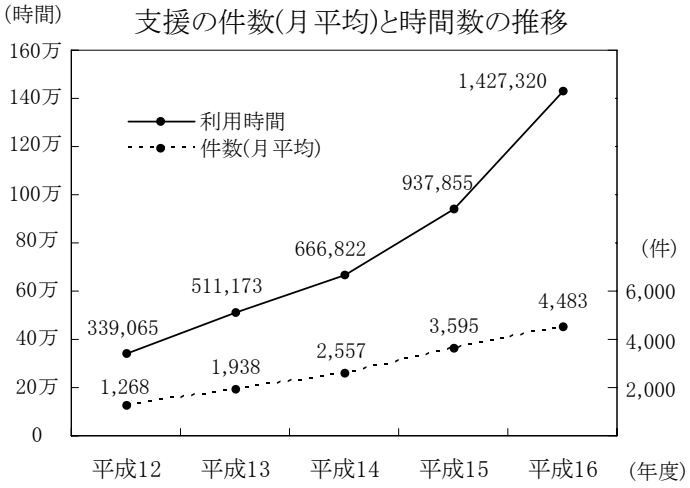

居宅介護事業等の対象

| | 程度 | 利用者負担 |
|---|---|---|
| ホームヘルプ | ・身体障害者手帳１～３級<br>・知的障害児・者の認定を受けた者 | あり |
| ガイドヘルプ | ・身体障害者手帳１・２級の視覚障害児・者<br>・身体障害者手帳１・２級の全身性障害児・者<br>・知的障害児・者の認定を受けた者 | あり |
| ガイドボランティア | ・18歳以上の身体障害者手帳１・２級の視覚障害者<br>・18歳以上の身体障害者手帳１・２級の全身性障害者 | なし |

(2) 監査の事業評価

**居宅介護事業に対する総合評価　Ｃ**

**当該事業について監査を行った結果、当該事業は法定の事業であり、在宅で生活する障害者の自立と社会参加を促進するため、利用者の状況に応じて決定された範囲で利用者がサービスを選択する居宅介護事業は、一定の効果をあげており事業の必要性は認められる。**

**しかし、ガイドヘルプ事業の身体介護の要否判定について、本市独自の基準により事業費が増大していると考えられるので、判定基準の合理性について見直しを行う必要が認められた。**

**また、債権の管理が適切に行われておらず、債権の一部が時効によって消滅しているなど、早急に改善すべきものが見受けられた。**

**以上のことから、居宅介護事業に対する総合評価をＣとした。**

事業評価の詳細については、「第３　行政評価的手法による事業評価」に事業評価書を掲載した。また、局及び区が行った自己評価については、「参考資料１」に掲載している。

(3) 指摘事項

**ア　居宅介護事業の判定基準について見直しを求めるもの**　（福祉局）

本市のヘルパー派遣の支給決定のうち、外出時の介護を行うヘルパーを派遣するガイドヘルプ事業の「身体介護を伴うもの」の占める割合を他都市と比較してみると、次のとおり本市の比率が突出していた。

ガイドヘルプの身体介護判定状況

| | 身体介護を伴うもの | 身体介護を伴わないもの |
|---|---|---|
| **横浜市** | **98.4%** | **1.6%** |
| 政令市平均 | 54.9% | 45.1% |
| 全国平均 | 41.3% | 58.7% |

| | ガイドヘルパー派遣単価 | |
|---|---|---|
| | H16 | H17 |
| 身体介護を伴う | 15,830円/4h | 10,580円/4h |
| 身体介護を伴わない | 6,750円/4h | 6,750円/4h |

これは、全国的に統一された判定基準が設定されておらず、本市が独自に定める判定基準が他に比べて身体介護を必要とするという判定になりやすいものとなっているためと考えられる。

一方、ヘルパー派遣の支給決定に当たって、身体介護を伴う場合のヘルパー派遣単価は、身体介護を伴わない場合より高く設定されており、この結果、事業費を増大させているので、他都市と判定結果が著しく異なることの合理性について十分に精査し、障害者自立支援法案による制度改正の影響を考慮しつつ本市判定基準を見直されたい。

**イ　居宅介護事業について債権の適正な管理等を求めるもの**　（福祉局）

居宅介護事業は平成14年度まで措置制度として運用され、措置された居宅介護に対して対象者が負担能力に応じた額を手数料として本市に納付し、居宅介護に要した費用の全額を本市が指定事業者に支払っていたが、対象者が本市に納付すべき手数料の一部が納付されず現在でも長期滞納となっているものがある。

また、本市が指定事業者に支払った居宅介護支援費（平成14年度までは措置費）について、既に支払った居宅介護支援費の請求内容に、支払い対象に該当しないものが含まれているなどの誤りがあった場合は、指定事業者に対して支援費の返還を求めている。

そこで、これらの債権の管理状況等についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、債権管理に関する統一的な取扱基準を定め、適正な管理を行うよう改められたい。

(ｱ) 債務者から、納付誓約書等の提出を受けていないなど、消滅時効の進行を中断させる有効な手続を行っていないため、滞納の理由に関わりなく債権（手数料）の一部が時効の完成により消滅しているもの

(ｲ) 納付交渉の経過等を整理する整理票を備えておらず、さらに、督促状の送付以外に十分な納付交渉を行っていないもの

(ｳ) 明確な基準を定めず、債務者の希望に応じて分納を認めていたもの

**ウ　障害者支援について、給付等の状況を総合的に把握し支援の決定を行うことを求めるもの**　（福祉局、南区及び緑区）

ガイドヘルプ事業は、有償のヘルパーが月48時間の利用を限度として利用者の外出の介護を行い、必要に応じて限度以上の利用が認められる。

支援費支給の決定は、障害の種類及び程度、介護を行う者の状況、居宅生活支援費の受給の状況その他を勘案して行うものと定められており、各区福祉保健センター長に事務が委任されている。

しかし、本市独自事業で福祉局が取りまとめているガイドボランティア事業については、ガイドヘルプ事業と内容が類似する事業であるが、各区で利用者ごとのガイドボランティア事業の利用状況を十分に把握しておらず、ガイドヘルプの利用決定は、ガイドボランティア事業の利用に関わりなく行われていた。

ついては、利用者の各種給付の状況等を総合的に把握し、支援の決定を行うよう改められたい。

## ４　その他（各事業に共通の指摘事項）

（1）指摘事項

**ア　個人情報の取扱いについて適正化を求めるもの**　（福祉局）

本市では、個人情報を保護するために、個人情報の目的外利用や外部処理を行う場合は、あらかじめ個人情報審議会の審査を受けるとともに、事務の開始を届け出ることとされている。

特に、外部処理委託に電子計算機の処理を伴う場合は、契約に当たり個人情報保護を定めた特約約款等を遵守する旨を契約書等に記載するとともに、「電子計算機処理に関する特約」を締結することと定められている。

また、本市の保有する情報資産の取扱いに関し、情報セキュリティ検査を実施することと定められている。

そこで、監査対象事業についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、個人情報の保護について徹底するとともに、情報セキュリティ検査を実施するなど定期的に点検を行われたい。

(ｱ) 重度心身障害者医療費援助事業において、医療機関から提出された障害者医療費請求書等に基づき、横浜市が負担すべき医療費を電算機により算定し、支払いを行う業務を外部に委託しているが、契約の仕様において個人情報の保護に対する配慮は見られるものの、「電子計算機処理に関する特約」を締結していなかったもの

(ｲ) 在宅心身障害者手当給付事業において、障害者手当給付に必要なデータを介護保険給付実績データから抽出する作業を外部に委託しているが、契約に際して「電子計算機処理に関する特約」を締結していなかったもの

## 第３　行政評価的手法による事業評価

### １　趣　旨

横浜市では、非「成長・拡大」の中で市政の自立性を高め、市民に信頼される行財政運営を目指し、「横浜リバイバルプラン」を中心として抜本的な改革が進められています。

こうした中、「平成17年度監査年間計画」において、「横浜リバイバルプラン」を一層推進するため、行政評価的な手法による監査を実施していくこととしました。

### ２　監査の方法

(1) 監査の実施手順

監査の観点（評価項目）の策定
個別の評価項目に関する評価区分（a～eの５段階）の設定
総合評価の区分（Ａ～Ｅの５段階）の設定

↓

対象事業の選定
主な着眼点の整理（事業ごとに整理）

↓

局等による自己評価

↓

監査委員による評価

↓

評価結果を監査結果に反映
監査報告を公表

## ３　監査の観点（評価項目）

| 評価項目及びその内容 | |
|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | ①　事業は関係法令にのっとり、適正かつ正確に行われているか。 |
| | ②　事業を実施するにあたって事故防止・チェック体制は整備されているか。 |
| 2 事業適応性 | ①　事業は、市民ニーズや社会情勢等の変化に的確に対応したものとなっているか。 |
| | ②　公と民との役割分担を踏まえ、行政が、施策や施策目的を実現するための事業を実施する必要性について、適時・適切に検討・見直し（民営化、委託化等）を行っているか。 |
| 3 経済性・効率性 | ①　事業の実施に当たり、そのコストを適切に把握（計算）しているか。 |
| | ②　事業手法等を工夫することにより、コストを縮減した上で、当初の事業目的を達成しているか。 |
| | ③　事業の実施に当たり、関係機関との連携・調整などに努め、事務効率の向上を図っているか。 |
| 4 目標達成度 | ①　事業の目標値を定めているか。又は、目標値を定めることが困難な事業にあっては、目標とする状況を定めているか。 |
| | ②　事業の目標値又は指標値は、適切かつ具体的なものとなっているか。 |
| | ③　設定された目標値又は状況を達成しているか。 |
| 5 有効性 | ①　事業が所期の目的どおりの成果をあげているか。 |
| | ②　事業が施策目的の達成のために適切な手段となっているか。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | ①　行政サービスの受益者の範囲は合理的なものとなっているか。 |
| | ②　行政サービスの質や提供方法は適切で、サービスの受益者間でバランスのとれたものとなっているか。 |
| | ③　行政サービスの受益者の費用負担は適正なものとなっているか、費用負担の減免等は妥当な内容となっているか。 |
| 7 説明責任・情報公開 | ①　事業の目的、概要、改善点や成果等について、市民に対して広く情報提供しているか。 |
| | ②　①の情報提供の内容は、市民にとってわかりやすく、適切な内容となっているか。 |
| 8 市民との協働 | ①　事業の執行に当たり、市民（ＮＰＯ、企業等）の活動と適切な連携を推進しているか。 |
| | ②　協働の相手方であるＮＰＯ、企業等を把握しているか。 |
| | ③　協働の相手方であるＮＰＯ、企業等の健全育成を図っているか。 |
| 9 環境負荷の低減 | ①　環境マネージメントシステムに基づく取組は実施され、成果をあげているか。 |
| | ②　市民、事業者に対する啓発活動は適切に実施されているか。 |

## 4　評価の区分

個別の評価項目に関する評価区分

| 評価区分 | |
|---|---|
| 段階 | 内　容 |
| a | 各評価項目に対応した優れた取組みを進めており、大きな成果を挙げている。 |
| b | 各評価項目に対応した着実な取組みを進めており、良好な成果を挙げている。 |
| c | 各評価項目に対応した取組みを進めており、一定程度の成果を挙げている。 |
| d | 各評価項目に対応した取組みとしては、もう一段の努力が必要である。又は、各評価項目に対応した取組みが進められているが、成果が挙がっていない。 |
| e | 各評価項目に対応した取組みが行われていない。 |

総合評価の区分

| 評価区分 | |
|---|---|
| 段階 | 内　容 |
| A | 十分市民の満足水準に達しており、このまま事業を推進すべきである。 |
| B | 市民の満足水準に達しており、事業を推進すべきである。 |
| C | おおむね市民の満足水準に達しており、より一層事業の推進に努めるべきである。 |
| D | 市民の満足水準に達するためには、事業執行のあり方に工夫・改善を加えるなどもう一段の努力が必要である。 |
| E | 市民の満足水準には達しておらず、事業のあり方を見直す必要がある。 |

## 5　事業評価(監査委員による評価)

### (1) 重度心身障害者医療費援助事業

| 評価項目 | 監査評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | d | ・健康保険事業者のレセプト審査の結果について提供を受けていないため、医療援助費に修正結果が反映されず、医療援助費の過払いが生じている。**〈指摘〉**<br>・援助の対象となる医療機関について指定を行っておらず、事業費補助に当たっての神奈川県の依頼に合わせた取扱いを行っているので、援助の要件を明確に定める必要がある。**〈指摘〉**<br>・対象者に対する自己負担額の償還は、特別な理由があるか審査することとされているが、十分に審査を行うことなく償還を行っていた。償還事務によって各区の事務が煩雑化するので、自己負担額の償還は最小限となるよう抑制する必要がある。**〈指摘〉**<br>・対象者の資格認定に当たって、資格を有しない者に長期間にわたって医療証を発行していたものが見受けられたので、資格の確認を徹底しチェックが効果的に機能するよう改める必要がある。**〈指摘〉**<br>・個人情報を含む情報の外部処理委託について、契約時に個人情報保護に関する特約を締結していないものが見受けられたので、個人情報保護について徹底を図る必要がある。**〈指摘〉**<br>・歳入に関する経理処理を誤っているものや、医療援助の返還請求について債権管理を適正化すべきものが見受けられた。**〈指摘〉** |
| 2 事業適応性 | d | ・医療援助費が毎年増加する一方で、県の補助金は減少しており、平成16年度に食事療養費の援助が廃止されたものの、基本的な制度の見直しは行われていない。**〈指摘〉**<br>・県内で統一的に実施されている事業であるが、本市が条例で援助を定めているので、事業の効率性や公平性などの点から制度の見直しを積極的に進め、神奈川県や関係機関等と調整を行う必要があると考えられる。 |
| 3 経済性・効率性 | d | ・医療援助用のレセプト作成や、レセプトからの医療援助費算定などの委託業務は、保険事業者が行っている事務と重複するので、様式の統一や情報の提供を受けるなどにより、事務を効率化し経費の節減を図る必要が認められる。**〈指摘〉**<br>・特に、横浜市国民健康保険加入者の医療費援助は、いずれも本市の事業なので重複事務の解消による効率化等を早急に実現する必要がある。**〈指摘〉** |
| 4 目標達成度 | c | ・数値による目標の設定が困難な事業であるが、目標とする具体的な状況について策定されておらず、目標の設定についてさらに検討を行う必要がある。<br>・事業の対象者はおおむね把握されている。 |
| 5 有効性 | c | ・実施している医療援助は、目的の達成に対して一定の効果をあげていると考えられるが、効果の程度については具体的な検証が行われていない。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | d | ・対象者は、所得等の状況に関わりなく、自己負担なしで医療を受けており、公平性の観点から改善が必要である。**〈指摘〉** |
| 7 説明責任・情報公開 | c | ・市のホームページや「障害福祉の案内」など各種パンフレット等に案内が掲載されており、制度のＰＲに努めている。<br>・対象者に対して、市長が指定した医療機関での援助が対象であることや、自己負担の償還は特別の理由がある場合に認められる等の援助の要件が十分に周知されていない。<br>・医療援助にどれだけ予算が使われているか、支給に当たって所得等の状況が考慮されないことなど、事業の実施状況や問題点が市民に十分説明されていない。 |
| 8 市民との協働 | ― | (医療援助事業は、本市が対象者に対して給付を行う事業であるので、評価になじまない。) |
| 9 環境負荷の低減 | c | ・レセプト(紙)の使用量削減を目標に掲げ、リサイクルに取り組んでいる。<br>・現在、国民健康保険においてレセプトの電子化が進められているので、関係機関との調整によりペーパーレス化を推進する必要がある。 |

| 評価項目 | 監査評価 | |
|---|---|---|
| 総　合　評　価 | D | 当該事業について監査を行った結果、重度心身障害者の健康保持と生活の安定に寄与するとした目的に対して、対象者の医療費を援助する重度心身障害者医療費援助事業は、一定の効果をあげており事業の必要性は認められる。<br>しかし、医療援助費の増加及び県補助金の削減が続く中、認定要件に所得等による基準の設定や、一部自己負担の導入といった事業の見直しは行われておらず、また、医療援助費支払いに係る重複事務の解消等による事務の効率化が図られていなかった。<br>また、条例の規定と事務が一致しておらず、医療援助費の過払いや、対象者の資格の確認が十分に行われていないことや、個人情報保護について徹底を図る必要があるなど早急に改善すべきものが見受けられた。 |

(2) 在宅心身障害者手当給付事業

| 評価項目 | 監査評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | c | ・在宅の心身障害者であることが手当給付の条件であり、施設入所者に対する誤給付が生じないよう、対象者の資格照合はおおむね適切に実施されている。<br>・個人情報を含む情報の外部処理委託について、契約時に個人情報保護に関する特約を締結していないものが見受けられたので、個人情報保護について徹底を図る必要がある。**〈指摘〉** |
| 2 事業適応性 | b | ・支給額の増加に対応するため、平成17年10月に支給対象の一部見直しを行っている。 |
| 3 経済性・効率性 | c | ・所得制限の導入など給付基準の見直しは実施されていないので、平成17年10月の制度改正を含めた事業効果を検証し、給付基準の見直しについて引き続き検討を行う必要があると考えられる。**〈指摘〉**<br>・支給事務の実施に当たっては、本市の保有する情報資産を有効に活用しているなど、効率的な事務執行に努めている。 |
| 4 目標達成度 | c | ・数値による目標の設定が困難な事業であるが、目標とする具体的な状況について策定されておらず、目標の設定についてさらに検討を行う必要がある。 |
| 5 有効性 | c | ・障害者の生活の安定に寄与するとした目的に対して、一定の効果があると考えられるが、事業効果が検証されていないため、具体的に事業効果を把握し検証を行う必要があると認められた。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | c | ・新たに、65歳以上で障害者となった場合は手当の支給対象外とした一方で、既に手当支給を受けている場合は65歳以上であっても引き続き手当が支給されることとしたが、改善の効果を見極めた上で公平性について改めて検討する必要がある。 |
| 7 説明責任・情報公開 | c | ・市のホームページや「障害福祉の案内」など各種パンフレット等に案内が掲載されており、制度のＰＲに努めている。<br>・当該手当の支給事業にどれだけ予算が使われているか、支給に当たって所得等の状況が考慮されないことなど、事業の実施状況や問題点が市民に十分説明されていない。 |
| 8 市民との協働 | ― | （在宅心身障害者手当給付事業は、本市が対象者に対して給付を行う事業であるので、評価になじまない。） |
| 9 環境負荷の低減 | c | ・申請書の削減を目標に掲げ、紙資源等の節減に努めている。 |
| **総　合　評　価** | **C** | **当該事業について監査を行った結果、心身障害者の生活の安定に寄与するとした目的に対して、在宅で生活している者に障害の程度に応じた額の手当を給付する在宅心身障害者手当給付事業は、一定の効果をあげており事業の必要性は認められる。**<br>**しかし、支給額の増加に対応するため、支給対象の一部見直しを行ったが、所得制限の導入など給付基準の見直しは行われていないので、制度改正等の効果を検証し、給付基準の見直しについて引き続き検討を行う必要があると考えられる。** |

(3) 居宅介護事業

| 評価項目 | 監査評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | c | ・手数料及びその他の債権について、管理を適正化すべきものが見受けられた。特に手数料において、消滅時効の完成により債権が消滅しているものがあったので、残る債権について速やかに消滅時効の進行を中断させる有効な手続を行う必要が認められた。**〈指摘〉**<br>・一部で、個人情報を扱う書類の保管について改善すべきものが見受けられた(既に改善されている)ので、個人情報の保護を徹底する必要が認められた。 |
| 2 事業適応性 | c | ・平成15年度から全国的に支援費事業となり、利用者がサービスを提供する事業者を選択できるようになるなど制度の見直しは適時行われている。<br>・サービスの単価は国の基準をもとに定めているが、一部で本市独自の加算を行っているものがあり、他都市の状況等を検証し妥当性について検討する必要があると考えられる。 |
| 3 経済性・効率性 | d | ・身体介護を伴う場合のガイドヘルパー派遣単価は、身体介護を伴わない場合より高く設定されている。身体介護の要否判定は、本市が独自に定めた基準で行われるが、「身体介護を伴うもの」と判定される比率が他都市と比較して突出しており、事業費の増大を招いていると認められる。**〈指摘〉**<br>・ガイドヘルプ事業は、本市独自に利用の限度を設けている。一方、類似事業として、本市独自事業のガイドボランティア事業があるが、各区はガイドボランティアの利用状況を十分に把握しないまま、ガイドヘルプの支給量決定を行っていたので、各種給付の状況を総合的に把握し、支援の決定を行う必要があると考えられる。**〈指摘〉** |
| 4 目標達成度 | c | ・数値による目標の作成が困難な事業であるが、目標とする具体的な状況について策定されておらず、目標の設定についてさらに検討を行う必要がある |
| 5 有効性 | b | ・在宅で生活する障害者の自立と社会参加を促進するとした事業目的に対して、利用者自らがサービスを選択し支援を受けることができるなど、有効な事業手法であると考えられる。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | b | ・支給量の決定は、利用者の状況や世帯の介護能力等を勘案し、要綱で定めた基準に応じて行われている。また、所得に応じた費用の利用者自己負担が導入されており、事業はおおむね適切に執行されていると考えられる。 |
| 7 説明責任・情報公開 | c | ・市のホームページや「障害福祉の案内」など各種パンフレット等に案内が掲載されており、制度のＰＲに努めている。<br>・制度の変更等に際して、必要に応じて個別に案内を行うなどの取組みを行っている。 |
| 8 市民との協働 | c | ・民間事業者のサービス提供が主体の事業であるが、類似事業であるガイドボランティア事業との事業調整を十分に行うなど、市民との協働をさらに推進することが可能であると考えられる。 |
| 9 環境負荷の低減 | c | ・在宅援助記録票や実績記録など、紙による情報の記録が膨大であり、将来的に電子化などの対策を講じる必要があると考えられる。 |
| **総　合　評　価** | **C** | **当該事業について監査を行った結果、当該事業は法定の事業であり、在宅で生活する障害者の自立と社会参加を促進するため、利用者の状況に応じて決定された範囲で利用者がサービスを選択する居宅介護事業は、一定の効果をあげており事業の必要性は認められる。**<br>**しかし、ガイドヘルプ事業の身体介護の要否判定について、本市独自の基準により事業費が増大していると考えられるので、判定基準の合理性について見直しを行う必要が認められた。**<br>**また、債権の管理が適切に行われておらず、債権の一部が時効によって消滅しているなど、早急に改善すべきものが見受けられた。** |

**参考資料１**

局及び区が行った重度心身障害者医療費援助事業の評価

| 評価項目 | 福祉局評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | c | ・県費補助事業として、昭和４８年から、県下全３７市町村が同一の基準により実施しており、本市も条例に基づき適正に事業を執行している。<br>・個人情報については、施錠可能なロッカーに保管し、勤務時間外は施錠している。また、事故防止のため、区における医療証の郵送や個人情報の管理についても、担当者会議等を通じて定期的に指導を行っている。 |
| 2 事業適応性 | c | ・利用者にとっては、日常生活をおくるための大切な制度として活用されている。<br>しかし、増え続ける扶助費に対応するためには、神奈川県が制度のあり方を見直し、考え方を示す必要がある。市としては、助成事業を継続的に運営していくためには、引き続き県に対し制度の見直しや改正を要望していくことが必要である。<br>また、平成１６年度には、本市単独の助成として実施していた入院時食事代の援助を在宅者との公平性から廃止したが、継続的に事業の運営を図っていくには、制度の見直しが必要な時期にきている。 |
| 3 経済性・効率性 | c | ・制度発足時の県費補助率は１００％であったが、年々補助率が削減され、１６年度からは１／３となり、また、事務費の補助も行われていない。このため、本市の財政負担が増大している。 |
| 4 目標達成度 | b | ・利用者にとっては、県内における現物給付が可能となったことで利便性を高めることができた。 |
| 5 有効性 | b | ・重度障害者の方の健康の保持及び生活の安定に寄与することを目的とした医療費助成事業はその目的を達することができている。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | c | ・重度障害者の方に対する医療費助成については、市民の理解が得られているが、所得制限がないため、課税世帯へも助成を行っている。他の医療費助成事業との関係では、公平性の確保についての課題がある。<br>また、精神障害者の方からは、制度の対象とするよう要望が寄せられている。 |
| 7 説明責任・情報公開 | b | ・区役所福祉保健センターで身体障害者手帳や愛の手帳を交付する際に、保険年金課で医療証及び制度案内をしており、制度は周知されている。また、各種パンフレットの中でも制度案内を行っている。 |
| 8 市民との協働 | c | ・市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会などの理解をえて、現物給付が可能となったため、利用者の利便性を高めることができている。 |
| 9 環境負荷の低減 | c | ・助成事業専用レセプトは紙ベースのため、今後、医療保険のレセプトの電子化に伴い、ペーパーレス化を検討する必要がある。 |
| **総　合　評　価** | **C** | **利用者にとっては、日常生活の中で重要な制度となっている。しかし、増大する扶助費や県費補助の削減は、年々本市の財政負担を重くしており、継続的に事業を運営していくには、県が中心となって見直しを図る必要がある。引き続き、県には要望を行っていくとともに、県費補助事業として、県下全３７市町村が統一した基準で、重度障害者の方への医療費助成を実施するべきと考えている。** |

| 評価項目 | 南区評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | c | ・給付事務は関係法令にのっとり、適正に行われている。<br>・申請書等の書類は書庫に格納している。<br>・誤送付防止のため職員による二重チェック体制を行っている。 |
| 2 事業適応性 | c | ・区の窓口でのお客様の反応等からみて、この制度がお客様にとって大切な制度として機能していると思われる。 |
| 3 経済性・効率性 | c | ・対象者の加入健保からの給付金情報等を把握し支給額を抑制するなど適正な執行を行っている。 |
| 4 目標達成度 | c | ・福祉局のマニュアルに基づいて円滑に事務処理を行っている。 |
| 5 有効性 | c | ・区の窓口でのお客様の反応等からみて、この制度がお客様にとって有効な制度として機能していると思われる。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | c | ・対象者の加入健保からの給付金情報や被保険者の課税情報等を把握し支給額を決定するなど社会的公平性に則った経費執行を行っている。 |
| 7 説明責任・情報公開 | c | ・窓口対応等の中で親切で正確な説明に努めている。電話対応や窓口対応については課内ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄで検討改善を行っている。 |
| 8 市民との協働 | ― | ・区の業務の中では市民との協働部分はないので該当なし。 |
| 9 環境負荷の低減 | c | ・現在紙主体の業務処理であるが、今後局が準備しているレセプトの電子化が実施されれば大幅にペーパーレス化が進む。 |
| **総　合　評　価** | **C** | **区の現場からみてもお客様にとって重要な制度になっていると思われる。今後、お客様へのサービス向上に努めるとともに、局と協力して業務改善を進めていく。** |

| 評価項目 | 緑区評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | c | ・給付事務は関係法令にのっとり、適正に行われている。<br>・申請書等は、書庫に収納している。 |
| 2 事業適応性 | c | ・利用者にとって、日常生活を送るための制度として活用されている。 |
| 3 経済性・効率性 | c | ・対象者の加入保険からの附加金情報等を把握するなど、適正な執行に努めている。 |
| 4 目標達成度 | b | ・重度障害をお持ちの方の健康の保持、また、医療費負担に対して生活の安定に寄与するという目的は達せられている。 |
| 5 有効性 | b | ・区の窓口でのお客様の反応などから見て、この制度は有効に機能していると思われる。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | b | ・対象者の加入保険からの附加金情報や課税情報等を把握し、支給額を決定するなど公平性に則った執行を行っている。<br>・平成16年度には、入院時食事療養費の援助が在宅者との公平性から廃止された。 |
| 7 説明責任・情報公開 | c | ・ホームページや広報などにより説明されている。また、窓口や電話対応で親切丁寧な説明に努めている。 |
| 8 市民との協働 | ― | ・区の業務では、市民との協働部分はないので該当なし。 |
| 9 環境負荷の低減 | c | ・現在は、紙ベースでの業務処理を行っているが、局が準備しているレセプトの電子化が実現すればペーパーレス化が進む。 |
| **総　合　評　価** | **C** | **・区の現場からみても利用者にとっては、日常生活の中で重要な制度になっていると考えられる。今後もさらにサービスの向上に努めるとともに局と連携して業務改善を進めていく。** |

局及び区が行った在宅心身障害者手当給付事業の評価

| 評価項目 | 福祉局評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | c | ・条例及び施行規則を定め、事務を執行している。<br>・資格喪失者への過払いについては、死亡や施設入所などは５法システムによりチェックが可能であるが、介護保険施設への入所は把握できないため、手当振込通知書により周知しているほか、介護保険の請求情報と受給者を照合し、過払いが発生しないよう対策を講じている。 |
| 2 事業適応性 | b | ・高齢化の進展に伴う身体障害者の増加により、支給額が急増していることから、将来にわたって持続可能な制度となるよう、手当の目的を損なわない範囲で、受給資格の見直しを行う条例改正を行った。（17年10月施行） |
| 3 経済性・効率性 | c | ・５法システムの活用や申請窓口である区役所との役割分担により、事務の効率化を図っている。<br>　また、平成17年10月以降は、65歳以上で新規に障害者となった方は、年金制度等の高齢者施策による対応が妥当と判断し、手当の対象外とした。<br>　なお、制度の見直しの際、所得制限についても検討を行ったが、受給者の多くが低所得層にあること、システム改修や事務量増による人件費等の増加により、見直しの効果が得られないことから、不採用とした。 |
| 4 目標達成度 | c | ・障害者の生活の安定に寄与することを目的とする制度で、目標値の設定は困難であるが、在宅の障害者から一定の評価を得ている。 |
| 5 有効性 | c | ・在宅障害者の生活の安定に寄与することを目的としているが、手当の給付により、生活費や他の在宅サービスの利用料に充てる等、目的に合ったものである。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | b | ・対象者、給付額区分は障害者手帳の等級、判定を基にしており合理的である。<br>　また、今回の条例改正により、平成17年10月以降は、65歳以上で新規に障害者となった方は、加齢によるものと考え、年金制度等の高齢者施策による対応が妥当と判断し、手当の対象外とした。<br>　なお、制度の見直しの際、所得制限についても検討を行ったが、受給者の多くが低所得であること、システム改修や事務量増による人件費等の増加により、見直しの効果が得られないことから、不採用とした。 |
| 7 説明責任・情報公開 | b | ・広報に掲載するほか、障害福祉のあんない等に掲載し、ＰＲしている。<br>　また、手帳取得時に対象者に説明し、本人の意思を確認のうえ申請を受け付けている。 |
| 8 市民との協働 | － | （在宅心身障害者手当給付事業は、本市が対象者に対して給付を行う事業であるので、評価になじまない。） |
| 9 環境負荷の低減 | c | ・５法システムの活用により、申請書等必要最低限の紙を使用するよう努めている。 |
| **総　合　評　価** | **C** | **　昨年度から事業の見直しに取り組み、平成17年10月から対象者の範囲を見直した。制度見直しの効果は、来年度にならないと確認できないが、制度の趣旨を踏まえた見直しと考えている。（神奈川県は、同内容で18年４月から改正予定）<br>　障害者自立支援法は、廃案となったが再提出される見込みである。この中で自己負担が強化されることが予定されており、現在大きな議論となっている。そうした状況では、再度の見直しは当面厳しいと考えている。<br>　神奈川県の同一手当とともに執行しているため、県とも足並みを揃えなければならず、毎年、大幅な見直しを実施することは不可能であるが、全区で適正な事務処理ができるよう、マニュアルを作成する等の事務改善を要する。** |

| 評価項目 | 南区評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | b | ・事業実施にあたっては、関係法規に基づき行っている。事務処理にあたっては、障害者手帳申請受付時に支給要件の留意点を充分確認し誤認定の防止に努めている。個人情報保護の観点から、支給者リストは所定の場所に保管しており適切に管理をしている。 |
| 2 事業適応性 | b | ・関係法規に基づき行っており、見直しも行っている。（平成17年１０月１日以降６５歳以上で身体障害者手帳取得者は対象外とする。）また、福祉局の指導監査を通じ、事務の点検を行い、適正な執行に努めている。 |
| 3 経済性・効率性 | b | ・支給要件が見直され、平成17年１０月１日以降６５歳以上で身体障害者手帳取得者は対象外となった。 |
| 4 目標達成度 | b | ・在宅の障害者に対して手当を支給することにより、生活の安定に寄与することを目的としており、支給要件等に基づき給付手続を行っている。 |
| 5 有効性 | b | ・在宅の障害者の抱える生活上の困難を支援する制度の一環として、一定の寄与をしている。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | b | ・実施要綱等の基準に基づき、公平かつ適正に行っている。 |
| 7 説明責任・情報公開 | b | ・障害者手帳の交付時には、「障害福祉のあんない」を当事者に説明するとともに、市民に対してはインターネット（横浜市ホームページ）や広報誌等により広く周知している。 |
| 8 市民との協働 | － | ・区民からの申請に基づく業務であり、個人情報保護の観点からも該当なし |
| 9 環境負荷の低減 | b | ・５法システムの活用により、申請書等必要最低限の紙を使用するよう努めている。 |
| **総　合　評　価** | **B** | **本制度を含め、支援を必要とする方へのサービス提供を適切にコーディネートしながら実施している。** |

| 評価項目 | 緑区評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | b | ・事業実施にあたっては、関係法規に基づき行っている。<br>・事務処理にあたっては、障害者手帳申請受付時に支給要件の留意点を十分確認し、誤認定の防止に努めている。<br>・個人情報保護の観点から、支給者リストは所定の場所に保管しており適切、安全な管理をしている。 |
| 2 事業適応性 | b | ・関係法規に基づき行っており、見直しも行っている。（平成１７年１０月１日以降６５歳以上で身体障害者手帳取得者は対象外とする。） |
| 3 経済性・効率性 | b | ・平成１７年１０月１日以降支給用件を見直し６５歳以上で身体障害者手帳取得者は対象外とすることとした。 |
| 4 目標達成度 | b | ・在宅の障害者に対して手当を支給することにより、生活の安定に寄与することを目的としており、支給要件等に基づき給付手続を行っている。 |
| 5 有効性 | b | ・在宅の障害者を抱える生活上の困難を支援する制度の一環として、一定の寄与をしている。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | b | ・実施要綱等の基準に基づき、公平かつ適正に行っている。 |
| 7 説明責任・情報公開 | b | ・障害者手帳の交付時には、「障害福祉のあんない」を当事者に説明するとともに、市民に対してはインターネット（横浜市ホームページ）等により広く周知している。 |
| 8 市民との協働 | － | ・区民からの申請に基づく業務であり、個人情報保護の観点から該当なし。 |
| 9 環境負荷の低減 | b | ・５法システムの活用により、申請書等必要最低限の紙を使用するよう努めている。 |
| **総　合　評　価** | **B** | **本制度を含め、支援を必要とする方へのサービス提供を適切にコーディネートしながら実施している。** |

局及び区が行った居宅介護事業の評価

| 評価項目 | 福祉局評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | b | ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定にのっとり、市の要綱を定めて実施している。<br>・サービスを提供する事業者からの請求においては、審査に必要なデータ作成を外部委託し、正確性を期している。 |
| 2 事業適応性 | b | ・横浜市障害者プランは、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送れる社会の実現を目指しており、在宅サービスとしてホームヘルプ、ガイドヘルプの充実を重要な施策のひとつとして位置づけている。実際の利用者も順調に伸びている状況である。<br>・公と民の役割分担については、平成15年度から支援費事業として、事業者を利用者が選択できる制度となったが、事業者の参入も増えており制度の趣旨にかなった状況になっている。 |
| 3 経済性・効率性 | b | ・サービスの基本単価は国の基準単価をもとに実施しており、適切と考える。（移動介護については、平成17年4月の国の基準単価の引き下げに伴い、激変緩和策を講じているが、平成17年12月までの時限的措置とし、平成18年1月からは国の基準で実施する。）<br>・介護保険の対象者については介護保険が優先となっており、障害者ホームヘルプはそれを補完する形になっている。事業者からの請求等の事務処理については支払いシステムを構築し、効率化を図っている。 |
| 4 目標達成度 | c | ・在宅で生活する障害者の自立と社会参加の促進を目的としており、年々利用者は伸びている。（中期政策プラン、障害者プランにおいても数値目標を設定していない。） |
| 5 有効性 | b | ・在宅で生活する障害者の身体介護、家事援助、乗降介助、日常生活支援、移動介護を行っており、障害者の自立及び社会参加を支えている。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | b | ・サービスの利用については区で相談を受け、在宅援助記録票を用いて利用者の身体状況や世帯の介護能力を勘案している。また、市の要綱で定められた支給量の基準（ホームヘルプ事業については9段階）を考慮して、必要に応じたサービスの種類・支給量を決定しているため、他都市と比較しても適切な執行を行っていると言える。<br>・支給決定で判断に迷う部分は質疑応答集を作成したり、区役所事務や指定事業所の監査を実施するなど、適切な支給決定ができるよう対応している。<br>・利用者負担については応能負担により所得に応じた適切な費用を負担している。 |
| 7 説明責任・情報公開 | b | ・制度の目的や概要についてはホームページや「障害福祉のあんない」及び「支援費制度利用のご案内」の冊子で制度の案内を行っている。大きな制度改正がある場合は個別に通知をしていく。 |
| 8 市民との協働 | c | ・制度は民間事業者のサービス提供が主体となっているので、必要に応じて事業者の意向を調査するなど、サービスの安定供給が得られるよう、事業者との連携を図っている。 |
| 9 環境負荷の低減 | c | ・制度改正の周知にあたり、支払いシステムの掲示板を利用するなど、データでの情報提供を行っている。なお、データ化の難しい実績記録等は紙ベースでの提出となっている。 |
| **総　合　評　価** | **B** | **事業者の育成や制度の周知をはかることにより、居宅介護事業の利用者は順調に伸びている。今後も円滑な制度の運営ができるよう進めていく。** |

| 評価項目 | 南区評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | b | ・事業実施にあたっては、本市事業実施要綱及びマニュアルに基づき行っている。事務処理にあたっては、個人情報保護の観点から、該当者宛の決定通知書は窓あき封筒により職員がダブルチェックのうえ郵送する等、誤配送等の事故防止に努めている。また、個人ファイルは、所定の場所に保管しており適切、安全な管理をしている。 |
| 2 事業適応性 | b | ・支援費制度に基づく事業であり、相談や訪問にあたっての充分な情報提供と、対象者のニーズに沿ったフォローアップに努めている。 |
| 3 経済性・効率性 | b | ・ケースの調査や決定にあたっては、ケースワーカーの専門性に基づき、適切なサービスの提供に努めている。事務処理はＯＡ化により効率的な処理がなされている。 |
| 4 目標達成度 | b | ・対象者のニーズに対して、優先的に適用すべき制度等を勘案しながら支援を行っている。 |
| 5 有効性 | b | ・障害者の在宅生活を支援するうえで基本となる制度との認識を持っているが、対象者の状態の変化に的確に対応できるようフォロー体制の充実が求められる。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | b | ・実施要綱等の基準に基づき、公平かつ適正に行っている。 |
| 7 説明責任・情報公開 | b | ・障害者手帳の交付時には、「障害福祉のあんない」を当事者に説明するとともに、市民に対してはインターネット（横浜市ホームページ）や広報誌等により広く周知している。 |
| 8 市民との協働 | － | ・区民からの申請に基づく業務であり、個人情報保護の観点からも該当なし |
| 9 環境負荷の低減 | c | ・在宅援助記録票や実績記録など、紙による情報の記録が多く、将来的に電子化などの対策を講じる必要があると考えられる。 |
| **総　合　評　価** | **B** | **本制度を含め、支援を必要とする方へのサービス提供を適切にコーディネートしながら実施している。** |

| 評価項目 | 緑区評価 | |
|---|---|---|
| 1 合規性・正確性・安全性 | b | ・事業実施にあたっては、本市事業実施要綱及びマニュアルに基づき行っている。<br>・判断を要するケースについては、局と相談しながら決めている。<br>・事務処理にあたっては、個人情報保護の観点から、該当者宛の決定通知書は窓あき封筒により職員がダブルチェックのうえ郵送する等、誤配送の事故防止に努めている。<br>・個人ファイルは、個人情報保護の観点から、鍵のかかる書庫に保管しており適切、安全な管理をしている。 |
| 2 事業適応性 | b | ・支援費制度に基づく事業であり、相談や訪問にあたっての充分な情報提供と、対象者のニーズにそったフォローアップに努めている。<br>・文章の理解が困難な人には、説明の上、手続を行なっている。 |
| 3 経済性・効率性 | b | ・ケースの調査や決定にあたっては、ケースワーカーの専門性に基づき、適切なサービス提供に努めている。<br>・事務処理はOA化により効率的な処理がなされている。 |
| 4 目標達成度 | b | ・対象者のニーズに対して、優先的に適用すべき事情等を勘案しながら支援を行なっている。 |
| 5 有効性 | c | ・障害者の在宅生活を支援するうえで、基本となる制度との認識を持っているが、対象者の状態の変化に的確に対応できるようフォロー体制の充実が求められる。特に、児童にとっては利用しやすい事業の充実が求められる。 |
| 6 社会的公平性・公正性 | b | ・実施要綱等の基準に基づき、公平・かつ適正に行なっている。 |
| 7 説明責任・情報公開 | b | ・障害者手帳の交付時には、「障害福祉のあんない」を当事者に説明するとともに、市民に対してはインターネット（横浜市ホームページ）や窓口にパンフレットをおき、周知に努めている。 |
| 8 市民との協働 | － | ・区民からの申請に基づく業務であり、個人情報保護の観点から該当なし。 |

| 評価項目 | 緑区評価 | |
|---|---|---|
| 9 環境負荷の低減 | c | ・在宅援助記録票や実績記録など、紙による情報の記録が多く、将来的に電子化などの対策を講じる必要があると考えられる。 |
| 総　合　評　価 | B | 本制度を含め、支援を必要とする方へのサービス提供を適切にコーディネートしながら実施している。 |

## 参考資料２　障害福祉事業給付等一覧（△は一部該当）

| | | | 医療 | | | | | | | 日常生活用具・補装具・在宅サービス | | | | | | 住宅 | | | | | | | 情報 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 育成医療の給付 | 更生医療の給付 | 重度障害者医療費の援助 | 精神障害者通院医療費公費負担 | 精神障害者入院医療援護金 | 診断料の助成 | 老人保健法による医療 | 日常生活用具の給付・貸与 | 補装具の交付と修理 | 訓練・介助器具作成・購入費助成 | ホームヘルパーの派遣 | 重度障害者入浴サービス | 粗大ごみ持ち出し収集 | 住環境整備費の助成 | 住み替え家賃助成 | 市営・県営住宅への入居優遇 | 都市機構の賃貸住宅への抽選倍率優遇 | バリアフリーリフォーム融資 | 住宅金融公庫の割増融資 | 住宅資金（生活福祉資金）の貸付 | 手話通訳者・筆記通訳者の派遣 | 聴覚障害者災害情報発信登録 | あんしん電話の設置 | 青い鳥郵便はがきの配布 | ガイドヘルプサービス | ガイドボランティア | 盲ろう者通訳・介助員の派遣 | 運賃の割引（鉄道） |
| 身体障害者手帳 | 視覚障害 | 1級 | ○ | ○ | ○ | | 精神病院又は一般病院の精神科病棟に一定期間入院中の方 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ |
| | | 2級 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ |
| | | 3級 | ○ | ○ | △ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | △ | ○ |
| | | 4級 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | △ | | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | △ | ○ |
| | | 5級 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | △ | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| | | 6級 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | △ | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 聴覚・平衡機能障害 | 2級 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | △ | ○ |
| | | 3級 | ○ | ○ | △ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | △ | ○ |
| | | 4級 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | △ | | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | △ | ○ |
| | | 5級 | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | | △ | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | ○ |
| | | 6級 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | △ | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | ○ |
| | 音声・言語機能障害 | 3級 | ○ | ○ | △ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | △ | ○ |
| | | 4級 | ○ | ○ | | | | | △ | ○ | ○ | ○ | | | △ | | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | △ | ○ |
| | 肢体不自由（上肢・下肢・体幹） | 1級 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | △ | △ | | ○ |
| | | 2級 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | △ | △ | | ○ |
| | | 3級 | ○ | ○ | △ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| | | 4級 | ○ | ○ | | | | | △ | ○ | ○ | ○ | | | △ | | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| | | 5級 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | △ | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| | | 6級 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | △ | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 内部障害 | 1級 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | ○ |
| | | 2級 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | ○ |
| | | 3級 | ○ | ○ | △ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| | | 4級 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | △ | | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| 愛の手帳 | A1（IQ20以下） | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | | | | ○ | ○ | | | ○ |
| | A2（21ー35） | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | | | | ○ | ○ | | | ○ |
| | B1（36ー50） | | | | △ | | | | △ | | | ○ | ○ | | △ | △ | △ | ○ | | ○ | | ○ | | | | | ○ | | | ○ |
| | B2（51ー75） | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | △ | | | | | ○ | | ○ | | | | | ○ | | | ○ |
| 精神障害者保健福祉手帳 | | 1級 | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | | △ | | △ | ○ | | ○ | △ | ○ | | | | | | | | |
| | | 2級 | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | | △ | | △ | ○ | | ○ | △ | ○ | | | | | | | | |
| | | 3級 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | △ | | △ | | | ○ | △ | ○ | | | | | | | | |
| 所得に応じての負担有○無× | | | ○ | ○ | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ | × | × | × |
| 所得制限有○無× | | | × | × | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 備　　考 | | | １８歳未満の児童、一部自己負担 | | △身障手帳３級かつＩＱ５０以下 | | | 重度の肢体不自由者 | ６５歳以上７５歳未満の場合 | その他難病の方 | | 訓練・介助の効果があると認められる１８歳未満の方 | その他難病の方 | | 持ち出すことができない一人暮らしの方 | △身障手帳３級かつＩＱ５０以下 | その他条件あり | | | | | その他条件・検査有り | | 自宅にＦＡＸのある方 | ひとり暮らしの方 | | ｇ１８歳以上・登録必要 | | 視覚・聴覚の重複障害者 | |

| 行動範囲の拡大 | | | | | | | | | | | 手当・年金等 | | | | | | | | | | 税金・公共料金 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 運賃の割引（バス・地下鉄） | バス・地下鉄特別乗車券の交付 | タクシー料金の割引 | 福祉タクシー利用券の交付 | 有料道路通行料金の割引 | 運賃の割引（国内航空） | 自動車運転免許取得費用の補助 | 生活福祉資金（技能習得資金）の貸付 | 自動車改造費用の助成 | 駐車禁止除外指定車の指定 | ハンディキャブ事業（運行） | 在宅障害者手当 | 特別児童扶養手当 | 障害児福祉手当 | 児童扶養手当 | 障害児育児手当金 | 特別障害者手当 | 障害者基礎年金 | 障害厚生年金 | 障害者扶養共済 | 在日外国人障害者等福祉給付金 | 所得税の障害者控除 | 市・県民税の非課税 | 市・県民税の障害者控除 | 相続税の障害者控除 | 個人事業税の非課税・減免 | 自動車税・同取得税の減免 | 軽自動車税の減免 | 粗大ごみ処理手数料の免除 | 水道料金等の減免 | ＮＨＫ放送受信料の免除 | | ＮＴＴ電話番号案内料の免除 | マル優制度 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 出生後２年以内に発現した先天性の障害又は異常 | △ | 年金の支給対象となる障害の程度は、国民年金法、厚生年金保険法で別に定められています。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | △ | △ | | △ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | △ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | | △ | ○ | | ○ | | | | △ | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | | ○ | | △ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | | ○ | | △ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | △ | ○ | | △ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | △ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | | △ | ○ | ○ | ○ | | | | △ | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| ○ | | ○ | | △ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| ○ | | ○ | | △ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | | △ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | △ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | | △ | ○ | ○ | ○ | | | | △ | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | | △ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | | △ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | | △ | | ○ | △ | △ | △ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | △ | ○ | | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | | △ | ○ | ○ | ○ | | △ | | △ | △ | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | ○ | | △ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | ○ | | △ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | | ○ | △ | ○ | △ | | △ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | | ○ | △ | ○ | △ | | △ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | | ○ | △ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | | △ | ○ | ○ | ○ | | | | △ | △ | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | △ | △ | | △ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | △ | △ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | △ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | △ | △ | | △ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | △ | △ | | | ○ | ○ |
| ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | △ | | △ | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | △ | | | ○ | ○ |
| | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | △ | △ | △ | | △ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | △ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | △ | | | ○ | ○ |
| | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | △ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | ○ | ○ |
| × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ※ | × | × | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | ○ | × | × | × |
| | | | △身障手帳３級かつＩＱ５０以下、上肢除く | △２種障害者は本人運転のみ | 満１２歳以上の方 | | その他条件・審査あり | | その他色素性乾皮症の方 | 車いす常用者１８歳以上登録必要 | △身障手帳４級かつＩＱ５０以下。Ｂ１は４０以下 ※平成１７年１０月１日以降６５歳以上で新規身障手帳取得者を除く | その他同程度の障害を有する方 | その他同程度の障害を有する方 | | 横浜市国保加入者 | △が重複、その他同程度の障害を有する方 | ※２０歳前障害はあり | | その他難病などの方 | 一部の方が対象です | | | | | | | | △身障手帳３級かつＩＱ５０以下 | | 低所得者 | 世帯主かつ契約者 | | |